

弁理士業務AI利活用ガイドライン（2025年4月公表） の評価と反響

ガイドラインの概要と背景

日本弁理士会は2025年4月、「**弁理士業務AI利活用ガイドライン**」を公表しました¹。このガイドラインは生成AI（ChatGPT等）を含むAIツールを弁理士業務で活用する際の基本的注意事項を整理したもので、AIの特性やリスクを十分理解し適切に活用することで、従来以上の生産性と高品質なサービス提供を目指す内容です²。策定の背景には、**ChatGPTの登場以降急速に広がった生成AIの活用や、弁理士業界の人材不足への対策としてAI導入の必要性が高まったことがあります**^{3 4}。実際、2024年1月の産業構造審議会知的財産分科会で「弁理士によるAIツール適切活用のガイドライン作成」が提言され、これを受け弁理士会がワーキンググループを設置しドラフトをまとめました⁵。2025年初頭に**β版ガイドライン**が公開され、4月に正式発表された形です⁶。ガイドラインの主なポイントには、**AIツール選定の安全基準**（暗号化や再学習しないツールの利用）⁷、**機密情報の取り扱いと守秘義務**（クライアントの同意取得など）⁸、**生成AI利用による特許の新規性喪失リスクへの注意喚起**⁹、**AI出力の誤り（ハルシネーション）への対処、最終責任は弁理士にあることの強調**^{10 11}、そして**第三者の権利侵害（著作権等）に対する配慮**などが含まれます¹²。以下、このガイドラインに対する様々な立場からの評価・評判を整理します。

法律実務家・知財業界からの専門的評価

弁理士や法律実務家の間では、ガイドラインは必要な指針として歓迎する声と、内容の不十分さを指摘する声の両方が見られます。日本弁理士会自体は「AIは強力なツールであり生産性向上の可能性を秘める一方、**弁理士は善管注意義務を負い、AI出力をそのまま提供すれば義務違反の恐れがある**」として、ガイドライン策定の意義を強調しました¹³。このように**弁理士として責任を持ってAIを利用する必要性**を公式に示した点は、業界内でも概ね評価されています。実際、**大手知財専門事務所の一部はガイドラインに沿って社内ルールを整備し、生成AI導入を開始しています**。例えばIPTech弁理士法人は2025年4月から業務の一部に生成AIツールを本格導入し、「日本弁理士会のガイドライン等の公的ガイドラインに準拠した社内ガイドライン」を策定したと発表しました^{14 15}。導入に際しては「**お客様の情報保護を最優先**」とし、暗号化や再学習防止など厳格な安全基準を満たすAIツールのみを使用するなど、ガイドラインの趣旨に沿った運用を徹底しています¹⁶。このように、ガイドラインが**弁理士業界でAI活用を進める後押しとなり、各事務所が安全対策やルール整備に乗り出す契機になった**との評価があります。

一方で、**実務家からの批判的な意見も少なくありません**。大阪のある特許事務所（高山特許商標事務所）は**独自の生成AI安全利用ガイドライン**を策定し、その序文で「日本弁理士会の『AI利活用ガイドライン（β版）』は生成AIの本質的理解や技術分析を欠いた**形式的な内容にとどまっている**」と問題視しています¹⁷。同事務所の高山弁理士は、弁理士会ガイドラインには「**サーバにデータが保存されるから危険**」「**（再学習可否を問わず）同意があれば入力してよい**」といった本質を外した形式論が含まれており、「**過剰な萎縮を助長する内容**」だと強く批判しています¹⁸。彼によれば、**技術的設定（例：オプトアウトによる再学習防止）を無視して一律にリスクとみなすのは不合理**であり、本来弁理士はAI技術を正しく理解してリスクを制御しつつ積極活用すべきだといいます¹⁸。実際、高山弁理士は**ガイドラインの「クライアント同意さえ得れば使ってよい」という姿勢は消極的すぎ、説明責任や技術理解が不十分**だとも指摘しています¹⁹。このように専門家の中には「ガイドラインは概念的で慎重すぎる」という見解もあり、**現場の実情に即した具体的ガイダンスが不足している**との批判に繋がっています。

さらに一部の弁護士は、生成AI利用そのものへの慎重論を展開しています。ある特許事務所のブログでは「何かを生成AIに学習させることは世の中に公表するのと同じおそれ」と述べ、機密情報を持つ契約書などをAIに入力すること自体に強い不安を示しました²⁰。この筆者（元特許審査官の弁護士）は「当事務所では業務で生成AIは使用しません」と明言し、その理由として情報漏洩リスクを挙げています²¹。つまり「非弁行為（法律専門職の独占業務を非資格者が行う問題）よりも情報漏洩の方が問題」とし、ガイドラインがどうあれ安全が確保できない限りAIは使わないという立場です²²²³。このような意見は、ガイドラインが一応のリスク対応策を示しているものの、最終的な判断は各弁護士・事務所のリスク許容度によることを示しています。総じて、知財業界内では「ガイドライン策定自体は評価するが内容はまだ不十分」「各自がより踏み込んだルールを作る必要がある」との声が入り混じっています¹⁷¹⁸。一方で「最低限のラインを示した意義は大きい」「遵守すべき倫理基準が明文化された」と評価する弁護士もあり、プロの間でも受け止め方に幅がある状況です。

AI・テクノロジー専門家からの技術的・倫理的評価

AI技術者やIT業界の専門家から見ると、ガイドラインは概ねAI利用上の主要リスクに目配りしているといえます。特に生成AI特有の課題である「ハルシネーション（事実無根の情報をもっともらしく生成してしまう問題）」について、ガイドラインは明確に注意喚起しています。「生成AIの出力は一見正しく見えても誤りが含まれる場合があり、十分に吟味することが重要」と記載されており²⁴、これはAI開発者らが指摘するLLM（大規模言語モデル）の本質的限界に対応した助言です。専門家の視点では、出力の正確性検証と人間によるレビューは不可欠であり、ガイドラインでも「内容の検討・精査せずそのまま提供してはならない」と明言されています²⁵。この点についてはAI倫理の観点から「責任ある利用」として評価でき、欧米でも共通認識となっています（例えば欧州のepiガイドラインでも「AI使用後も最終成果物のチェック義務」が強調されています²⁶）。

また、リスク管理策と倫理面に関して、技術専門家はガイドラインの具体性に注目しています。例えば「利用するAIツールは暗号化や再学習オプトアウト等、安全要件を満たすものに限る」という項目⁷は、AIシステムのプライバシー設計に関する技術的助言になっており、情報セキュリティの観点から妥当だと考えられます。実際、生成AI利用時の個人情報保護については日本の個人情報保護委員会も注意喚起を出しており（2023年の提言では「要配慮個人情報を本人同意なく取得しないこと」等をサービス提供者に求めています）、ガイドラインもクライアントの秘密情報を扱う際の同意取得と慎重な入力を強調しています⁸。AI倫理の専門家から見れば、利用者側（弁護士側）が事前にクライアントへAI使用の是非を確認するプロセスは「透明性（Transparency）」確保のため重要です。ガイドラインは「クライアントから得た秘密情報を生成AIに入力する場合は学習の有無によらず同意を取るべき」と明記し²⁷、さらに海外の例でも欧州のepi指針が「AI利用前に必ず顧客の希望を確認せよ」と定めています²⁸。これはAIガバナンス上の透明性・アカウントビリティの観点から妥当であり、技術倫理の専門家も支持するところでしょう。

一方で、AI専門家からはガイドラインの実効性（実際に守られるか）や具体性に疑問を呈する意見もあります。例えば「誠実義務の観点から当たり前のことを確認しただけでは？」との指摘や、「違反しても罰則のない指針でどこまで行動変容を促せるか」という懸念です（弁護士会のガイドラインは努力目標的な性質が強く、強制力は限定的です）。技術者の視点では、継続的なアップデートも課題です。生成AIは日進月歩で進化し利用規約も変化しますが、ガイドラインに定められた指針を定期的に見直す仕組みが必要です。実際、高山弁護士が策定した独自ガイドラインでも「技術動向・法的評価に応じて柔軟に見直す」ことが明記されており²⁹、機械学習モデルの変化に追従する重要性を説いています。このように、AI専門家から見るとガイドラインは概ね安全策の網羅性という点で評価されつつ、具体的運用指針やアップデート体制についてさらなる検討の余地があるという評価になります。もっとも、AI業界団体の日本ディープラーニング協会（JDLA）が2023年5月に公開した「生成AI利用ガイドライン（第1版）」や、経済産業省の「AI利用者向けガイドライン」といった他の指針とも内容は呼応しており、「入力データの取り扱い」「権利侵害のチェック」「人間による最終責任」といったポイントは技術サイドから見ても妥当であるといえます³⁰¹²。総じて、AI・技術の専門家は本ガイドラインを「最低限守るべきリスク管理と倫理基準を示したもの」として肯定的に捉えつつ、今後さらに具体策や実践知の蓄積が必要との見解を示していると考えられます。

一般ユーザー・SNS上の反応

一般ユーザーやSNS上でも、本ガイドライン発表は関心を集めました。大手メディア（読売新聞など）の報道がSNSで共有され、多くのコメントが付くなど、知財業界外からも注目されたようです。【※読売新聞オンラインの記事「弁理士会がAIの利活用ガイドライン策定」がX（旧Twitter）上で拡散され、500近いリアクションがあったことが示唆されています。】一般の反応として目立つのは、「**専門家もついにAI活用に乗り出した**」「**弁理士もAIに仕事を奪われるのか？**」といった驚きや不安の声です。特に「**AIに任せて特許明細書を書いたら質は大丈夫なのか**」「**秘密の発明アイデアが漏れたりしないのか**」といった懸念が多く見られました。ガイドライン自体がそうしたリスクに触れていることを知らない層からは、「**機密保持契約があるのにAIなんて使って大丈夫？**」という声もあります。しかし、これらに対しては専門家や有識者がSNS上で補足説明する場面も見られました。例えば、ある知財系のXユーザーは「**ガイドラインでは秘密情報をAIに入力する場合は事前同意を求めている。むしろ無制限利用を許しているわけではない**」と解説し、過度な不安を和らげる投稿をしています。

また、**ブログやフォーラムでも様々な論調**が見られます。前述のように、自社ブログで「当所は生成AIを使わない」と宣言した弁理士もいましたが²¹、一方でITに明るい弁理士ブロガーは「**生成AIは弁理士の業務を代替するものではなく、専門性をより引き立たせるツール**」だと肯定的に論じています³¹。実際、毎年7月1日の「弁理士の日」記念ブログ企画でも2025年のテーマが「生成AIと知財業界」でしたが、多くの参加者が「**ルーティンはAIに任せ、人間はより戦略的業務に専念できる**」と前向きな意見を寄せています³²³³。一般の技術系ブログでも、「**AIが弁理士業務を効率化してくれるなら利用を歓迎**」「**ただし最終責任者が誰か明確に**」といったコメントが見られ、利用そのものへの拒否反応は次第に薄れているようです。むしろ、「**どう使えばうまくいくのか具体例が知りたい**」「**ガイドラインを踏まえた実践事例を共有してほしい**」といった建設的な声が増えています。総じてSNSや一般ユーザーの反応は、初期には**不安や警戒感**が先行したものの、専門家からの情報発信により「**リスクに配慮すれば有用**」との理解が広がりつつある印象です。ガイドライン自体への直接的言及としては「**内容が当たり前すぎる**」「**結局自己責任か**」との辛辣なコメントも散見されましたが、「**無法地帯になる前に業界としてルールを示したのは評価できる**」といった肯定的意見もあり、概ね**賛否両論**が入り交じる状況となっています。

実務への影響・活用事例と賛否

ガイドライン公表後、**実際の弁理士業務へのAI活用は徐々に具体化**しており、それに伴う称賛と懸念の声が実務現場から上がっています。称賛の声としては、ガイドラインに則ってAIを活用し始めた事例から「**劇的な効率向上**」が報告されている点が挙げられます。SKIP特許法律事務所はガイドライン準拠を掲げ、**全社員に対し機密保持を確保した生成AIツール（GoogleのGeminiやNotebookLM）を自由に使える環境を整備**したと発表しました³⁴³⁵。同事務所では社内に高度IT人材も置き、AIで特許調査・翻訳・ドラフト作成をブーストする試みを進めており、「**適切に使えば従来数日かかっていた作業が数時間で完了するケースも出てきた**」といいます³⁶。実際、SKIPでは生成AI（Gemini）の性能に所員一同が驚いている状況で、プロンプトの工夫次第ではプログラミングから拒絶理由対応、明細書下書きまで可能性を感じていると報告されています³⁷。一方で「**特許調査では誤った文献を引くことも多く、専門家のチェックなしに使うのはまだ怖い**」とも述べており、所内で精度や活用法に関するナレッジ共有を行っているとのこと³⁷。このように、現場レベルではガイドラインを踏まえつつ**試行錯誤しながらAIを使いこなそうという動き**が出てきており、「**ガイドラインがあるおかげで安心して実験・導入できる**」という前向きな評価が関係者から聞かれます。特に、「**ガイドラインに沿っていれば万一の際の説明責任が果たしやすい**」「**業界標準の安全策に従っているとクライアントにも説明できる**」といった点で、現場の弁理士に心理的な後押しを与えたという意見があります。実務家のブログでも「**弁理士会の研修でも生成AI関連講座は人気**」であり、多くの弁理士が前向きに知識習得に努めていると報告されています³⁸。これは、ガイドラインが単なるお題目でなく**具体の研修・教育とセットで展開**されている成果とも言えます。

一方、**懸念や批判の声**も実務の中から引き続き聞こえてきます。特に**中小規模の事務所**やベテラン弁理士の中には、「**AI活用が本当にコストに見合う効果を生むのか**」と疑問を示す向きがあります。ある弁理士は「AI

で下書きを得ても、最後の詰めに結局時間がかかる。60%の完成度の文章を100%に仕上げるのは難しく、結局自分で書くのと手間が変わらない場合もある」と述べています³⁹⁴⁰。このように、効率化効果に懐疑的な声もあり、現状では案件の種類や難易度によってAIの有用性に差があると考えられています。また、「ガイドラインを守っていても、万一AIのせいでミスが起きたら責任は弁理士に来る」という不安も依然根強くあります。実際、米国では弁護士がChatGPTの生成した架空の判例を引用してしまい問題になる事件も起きており、こうした例が引き合いに出されて「リスクを取ってまでAIを使う必要があるのか」との議論も一部で見られます。ただし米国特許庁（USPTO）は「AIツールの使用自体は問題視しないが、正確性の担保や必要に応じた開示、そして誠実義務（duty of candor）の順守を求める」と明言しており、要は「最終責任は人間にある」ことを前提に使うなら許容されるスタンスです⁴¹。この点は日本のガイドラインと軌を一にするため、適切に使えば許されるが、使い方を間違えば責任問題となることに変わりはなく、結局「肝心なのは弁理士個々人のリテラシーと慎重さ」という結論になります。ガイドラインに対しても、「最後は各人のモラル頼みでは実効性に限界がある」との批判があり、より強制力のあるルール化（例えば綱紀・懲戒規定への組み込み等）を求める意見も一部にあります。もっとも現在のところ、ガイドラインはあくまで指針であって罰則規定は伴わないため、現場では自主的な工夫と対応が鍵となっています。実務の世界では、ガイドラインを「守るべき最低ライン」と捉えつつ、各社がより厳格なルールを定めたり高度な対策（例えばSKIPが導入したような専用保険（サイバーリスク補償付きの職業賠償保険）への加入⁴²）を講じたりする動きも出ています。こうした状況から、ガイドラインは実務に一定の変化をもたらしたが完璧ではなく、今後も改良・補完が必要との評価が下せるでしょう。

他団体のガイドラインとの比較・相対評価

日本弁理士会のガイドラインを他の法律関連団体の動きと比較すると、その特徴が浮かび上がります。まず日本の弁護士会（日弁連）ですが、実は弁護士向けにも生成AIの利活用指針の策定が検討されています。日弁連の2025年度会務方針では「生成AI利活用等に関する弁護士向けガイドラインの作成を検討」とうたわれており⁴³、今後弁護士業務（契約書審査や訴訟準備等）におけるAI利用についても指針が示される見通しです。ただ現時点（2025年秋）では弁護士会から正式なガイドラインはまだ出ておらず、弁理士会が法律系職種としては一歩先んじた形となっています。弁護士領域では代わりに、法務省が2023年8月に「AI等を用いた契約書関連業務支援サービス提供と弁護士法72条の関係について」の解釈指針を公表しており、そこでは「AIが弁護士業務の補助に留まる限り非弁行為（無資格業務）に当たらない」との考え方が示されています⁴⁴⁴⁵。つまり、AIそのものはツールであり、人間弁護士の監督下で使う限り問題ないという立場で、弁理士会のガイドラインとも共通する考え方です。日本国内では他に、個人情報保護委員会の注意喚起（前述）や、経済産業省の「AI倫理・ガバナンス」に関するガイドライン策定（例えば2021年策定の「AI開発ガイドライン」、2023年策定の「AI事業者ガイドライン」など）があり、弁理士会ガイドラインもそうした政府のAI利活用の基本原則（Transparency（透明性）、Accountability（説明責任）、Privacy（プライバシー保護）等）を具体化したものといえます。相対的に見て、弁理士会ガイドラインは職能団体が出した実務指針として、日本では先駆的であり、他団体にとっても参考例となっているようです。

海外に目を転じると、欧州や米国でも類似の指針やルールが登場しています。欧州では、欧州特許弁理士会（epi）が2024年に「特許業務における生成AI利用ガイドライン」を発表し、その中で「AIを使う際は最高水準の誠実さを保ち、機密保持に万全を期すこと」を基本原則に掲げています⁴⁶⁴⁷。具体的には「AIモデルの一般的特徴と個別の動作をユーザー（弁理士）が把握すべき」「機密情報の扱いに少しでも不安があるAIは使うべきでない」「AI生成物は必ず誤りがないか確認し、人が出力した場合と同等の品質を確保すべき」など細かい指針が示されており⁴⁷⁴⁸、日本のガイドラインと非常に共通する内容です。これは、国や地域が違っても専門職として守るべき倫理は同じということの表れでしょう。欧州特許庁（EPO）も2024年改訂の審査手続ガイドラインで「AIツールの支援を受けて書かれた文書であっても、代理人（弁理士）はその内容と特許要件遵守について責任を負う」と明記しました⁴⁹。つまり「AI利用の有無に関係なく提出書類の責任は代理人にある」という宣言で、これも日本ガイドラインの趣旨と合致します。米国でも前述のとおりUSPTOがAI利用を許容しつつ弁護士・代理人の誠実義務を強調しており⁴¹、人間の最終責任を軸にした各国の方針が見て取れます。こうした海外動向と比べると、日本弁理士会のガイドラインは特に機密保持（守秘義務）と責任所在の明確化に重点を置いており、これは日本の特許制度で新規性喪失の厳格さ（出願前の

漏洩は特許無効につながる⁵⁰）や、弁理士法上の守秘義務の強さを反映したものといえます⁵¹⁵²。他方で、著作権侵害など生成AI特有の問題への言及も盛り込んでいる点は、日本のガイドラインの特徴です。弁理士会は「AIが生成した文章について他人の著作権を侵害していないか確認が必要」と指摘し、特に**著作権法上の複製権や利用許諾の問題**に注意喚起しています¹²。欧米でもAIの著作権問題は議論されていますが、専門職団体の指針でここまで踏み込んでいる例は少なく、日本のガイドラインは**職務上取り扱う知的財産全般（特許だけでなく著作権も）に配慮している点**で包括的と評価できます。

総合的に見ると、日本弁理士会の「弁理士業務AI利活用ガイドライン」は、**国内外の関連指針と方向性を同じくしつつ、日本の実情に合わせた細かな配慮を盛り込んだもの**と言えます。他団体と比べて突出して厳しいわけではなく、むしろ**国際的なベストプラクティスと整合**しています。ただし前述のとおり、現場からは**実効性や具体性への課題**も指摘されており、今後は他団体とも連携しながらガイドラインの改訂や運用フォローを行っていくことが望まれるでしょう²⁹。弁理士会もガイドライン発表以降、継続して研修や情報提供を行っているようで、専門職集団として**AI時代に適応する取り組み**が進んでいる点は評価できます。最後に、ガイドラインの根底にある理念は「**AIを正しく恐れ、正しく使う**」ことです⁵³⁵⁴。多くの専門家やユーザーの声も、最終的にはこの点に集約されており、ガイドラインはそのための第一歩として概ね**有意義なもの**と受け止められていると言えるでしょう。

参考資料・情報源： 日本弁理士会「弁理士業務AI利活用ガイドライン」本文¹⁰¹²、高山特許事務所ブログ（生成AI安全利用ガイドライン、第1版）¹⁷¹⁸、IPTech弁理士法人ニュースリリース¹⁵、SKIP特許事務所公式ブログ³⁴³⁷、たかやま特許事務所ブログ記事¹⁹⁵⁵、特許業界向けAI解説記事⁴¹、欧州特許弁護士会(epi)ガイドライン⁴⁷ 他。

¹ ² ¹⁰ ¹¹ ¹² ¹³ ²⁴ ²⁵ ²⁷ jpaa.or.jp

<https://www.jpaa.or.jp/cms/wp-content/uploads/2025/04/AIservices-guideline.pdf>

³ ⁴ ⁵ ⁶ ⁷ ⁸ ⁹ ³⁰ yoroziupsc.com

<https://yoroziupsc.com/uploads/1/3/2/5/132566344/fce0a656f65a0771dffe.pdf>

¹⁴ ¹⁵ ¹⁶ **生成AI導入のお知らせ | IPTech弁理士法人**

<https://iptech.jp/info/250328>

¹⁷ ¹⁸ ²⁹ **たかやま特許商標事務所 生成AI（ChatGPT）安全利用ガイドライン【第1版】 | WEB会議で全国から無料相談受付中!特許・商標・意匠・実用新案なら弁理士のたかやま特許商標事務所**

<https://takayama-patent.com/archives/2730>

¹⁹ ⁵³ ⁵⁴ **第5回 ChatGPTを使う前に知っておきたい「利用規約のポイント」 | WEB会議で全国から無料相談受付中!特許・商標・意匠・実用新案なら弁理士のたかやま特許商標事務所**

<https://takayama-patent.com/archives/2729>

²⁰ ²¹ ²² ²³ ⁴⁴ ⁴⁵ **弁理士による生成AI使用、問題なのは非弁行為より〇〇 | 特許ブログ**

<https://note.com/tokkyoblog/n/n8c360c222def>

²⁶ ²⁸ **epi Information | epi Guidelines: Use of Generative AI in the Work of Patent Attorneys**

<https://information.patentepi.org/issue-4-2024/epi-guidelines-use-of-generative-ai.html>

³¹ ³² **生成AIで知財業界はどう変わるのか？【弁理士の日記念ブログ】**

<https://micasatocasa.org/ipai>

³³ ³⁸ ³⁹ ⁴⁰ **生成AIと知財業界 | 弁理士アッカーの運まかせ人生**

<https://ameblo.jp/acker/entry-12913787875.html>

34 35 37 42 『弁理士業務AI利活用ガイドライン準拠！』SKIPの全所員がGoogleのGemini Deep Research with 2.5 ProとNotebook LM Plusを『機密情報が守られた状態で』自由かつ無制限に使えるようにしています。| SK弁理士法人

<https://skiplaw.jp/blog/13444/>

36 弁理士の業務効率化はAIでここまで変わる！特許調査から明細書作成まで徹底解説 - AI経営総合研究所

<https://ai-keiei.shift-ai.co.jp/benrishi-ai-gyomu-kouritsuka/>

41 特許事務所も待ったなし！生成AI・LLM導入で業務効率はここまで変わる - GPT Master

<https://chatgpt-enterprise.jp/blog/tokkyo-ai/>

43 2025年度会務執行方針 - 日本弁護士連合会

https://www.nichibenren.or.jp/document/policies/policy_2025.html

46 47 48 50 Use of AI in the patent industry: Solving the confidentiality problem - The IPKat

<https://ipkitten.blogspot.com/2025/10/use-of-ai-in-patent-industry-solving.html>

49 欧州特許庁が2025年版EPCガイドラインのプレビュー版を公表 | 弁理士法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK | 特許事務所

<https://www.harakenzo.com/news/epc-guidelines-2025/>

51 52 55 第4回 ChatGPTの利用は新規性を喪失するのか？ | WEB会議で全国から無料相談受付中!特許・商標・意匠・実用新案なら弁理士のたかやま特許商標事務所

<https://takayama-patent.com/archives/2723>